

## 鹿 児 島 県 公 報

令和3年6月8日（火）第215号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (社会福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (3件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 4
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の変更事項の届出 (建築課取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5

## 公 告

- 落札者等の公告 (総務事務センター取扱い) 5
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6

## 監 査 委 員 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局取扱い) 6

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

## 告 示

## 鹿児島県告示第702号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
井元医院	西之表市東町20	令和3年4月30日
永田医院	霧島市隼人町住吉1893	令和3年3月31日

## 鹿児島県告示第703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
徳永薬局あいら中央店	始良市西餅田85番9	令和3年5月1日
あいら中川整形外科	始良市西餅田85-1	令和3年5月6日
永田医院	霧島市隼人町住吉1893番地	令和3年4月1日
的場クリニック	鹿屋市大浦町13304番地8	令和3年5月1日
たき調剤薬局	始良市西餅田572番地	令和3年5月1日

#### 鹿児島県告示第704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
みさき薬局 枕崎市住吉町39番地	所在地	枕崎市住吉町 45番地1	枕崎市住吉町 39番地	令和3年 5月5日
三洋薬局 奄美市名瀬末広町10番1号	所在地	奄美市名瀬末 広町8番1号 末広プラザ1 F101	奄美市名瀬末 広町10番1号	令和3年 5月1日

#### 鹿児島県告示第705号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
南さつま市立坊津病院	南さつま市坊津町泊19	令和3年 6月30日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第706号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
みんなの診療所	大島郡龍郷町中勝字松下476 - 1	令和3年 6月1日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第707号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
あさみ調剤薬局川内店	薩摩川内市勝目町5860-3	令和3年6月1日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第708号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社Eプラスケア	熊本県球磨郡錦町大字一武2609番地2	訪問看護ステーションおうち生活応援団伊佐事業所	伊佐市大口里3111-1	令和3年6月1日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第709号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
寺田病院	伊佐市大口上町31番地4	令和3年6月1日	精神通院医療
山下クリニック	志布志市松山町泰野552番地	令和3年6月1日	精神通院医療
ファミリークリニックネリヤ	奄美市名瀬和光町31番地14	令和3年6月1日	精神通院医療
いなだ整形・内科クリニック	大島郡徳之島町亀津5222番地1	令和3年6月1日	精神通院医療
沖永良部徳洲会病院	大島郡知名町瀬利覚2208	令和3年6月1日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第710号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
オレンジ調剤薬局	鹿児島市真砂町74番7号丸進	令和3年	精神通院医療

	ビル102号	6月1日	
きんせい薬局	鹿児島市東千石町3番10号	令和3年 6月1日	精神通院医療
山本薬局	指宿市西方4772	令和3年 6月1日	精神通院医療
有限会社おおやま調剤薬局	鹿屋市上谷町11170番7	令和3年 6月1日	精神通院医療
こぐま薬局	奄美市名瀬柳町8番10号	令和3年 6月1日	精神通院医療
なごみ薬局	奄美市名瀬和光町31番15号	令和3年 6月1日	精神通院医療
マリン薬局	大島郡徳之島町亀津5222番1	令和3年 6月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第711号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
合同会社 Big Smile	薩摩川内市平佐町1822番地1	びっぐすまいる訪問看護ステーション	薩摩川内市平佐町1872番地グランドール平佐11号館	令和3年 6月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第712号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
みさき薬局 枕崎市住吉町39番地	所在地	枕崎市住吉町45番地1	枕崎市住吉町39番地	精神通院医療

## 鹿児島県告示第713号

土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（区画整理）第二伊美地区の工事は、令和3年3月5日に完了した。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第714号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人から次のとおり変更の届出があった。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所	支援業務を行う事務所の所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島 鹿児島市下荒田四丁目30番5号プレジデント下荒田403号	鹿児島市下荒田四丁目30番5号プレジデント下荒田403号	住宅確保要配慮者居住支援法人の住所	鹿児島市下荒田四丁目11番12号しのびビル下荒田	鹿児島市下荒田四丁目30番5号プレジデント下荒田403号	令和3年4月5日
		支援業務を行う事務所の所在地	鹿児島市下荒田四丁目11番12号しのびビル下荒田	鹿児島市下荒田四丁目30番5号プレジデント下荒田403号	令和3年4月5日

大隅地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年6月8日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所 つむぐ	鹿屋市川西町 4801-1	社会福祉法人船 隈福祉会	鹿屋市川西町 4796番地	船隈 洋見	令和3年 4月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス・保育 所等訪問 支援
多機能型支援事 業所すてっぷ	鹿屋市西原一丁 目16番32号	一般社団法人煌 珠会	鹿屋市今坂町 10098番地4	篠原 大志	令和3年 4月1日	放課後等 デイサー ビス

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機サービス及び関連のサービス（庶務事務システム保守運用業務） 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年3月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士電機株式会社九州支社  
福岡市博多区店屋町5番18号

- 5 随意契約に係る契約金額  
31,130,000円
- 6 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
南九州市川辺町平山字鷹取6664番, 6665番, 6669番1, 6670番1, 6671番1, 6672番1, 6673番1, 6673番2, 6674番, 6675番, 6680番1, 6680番2, 6681番2, 6664番地先里道の一部及び6674番地先水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1  
株式会社ドラッグストアモリ  
代表取締役 森竜馬

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

令和3年6月8日

鹿児島県監査委員	地頭所 恵
同	大 菌 豊
同	瀬戸口 三郎
同	遠嶋 春日児

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
木野田 仁	鹿児島市原良四丁目3番12号
西 達也	鹿児島市山下町12番1-1403号
工藤 篤	志布志市志布志町志布志606番地2
松枝 千鶴	鹿児島市柳町2番14-1202号

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第62号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年6月8日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P Aスーパー海物語 I Nジャパン 2 R A	株式会社三洋物産	0P1310
ぱちんこ遊技機	P Aスーパー海物語 I N沖縄5 S B A	株式会社三洋物産	1P0211
ぱちんこ遊技機	Pまわるん大海物語4スペシャル R B A	株式会社三洋物産	110015
回胴式遊技機	S / 劇場版まどか / K K	株式会社ミズホ	1S0068